

# 臨時福祉給付金および

## 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金が支給されます



厚生労働省  
給付金キャラクター  
「カクニンジャ」

### ● 支給対象者

基準日(平成28年1月1日時点)に亀山市に住民登録があり、平成28年度分の市県民税が課税されていない人

※「課税されている人に扶養されている人」、「生活保護の受給者」などは対象外です。

※亀山市以外に住民登録をしている人は、各市区町村の臨時福祉給付金担当へお問い合わせください。

### ● 支給額 1人につき 3,000円

上記対象者のうち、平成28年5月分の障害・遺族基礎年金等を受給されている人は、**1人30,000円**(高齢者向け給付金受給者を除く)も併せて支給されます。

## 申請から振込みまでの流れ

### 1 申請書の送付

- ・対象と思われる人には、9月中旬に申請書を郵送します。
- ・申請書が届かない人で、対象になるとと思われる人は、下記の問合せ先までお問い合わせください。

### 2 申請書を提出

**申請期間** 9月16日(金)～12月16日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

※午前8時30分～午後5時15分

#### 申請場所

総合保健福祉センター「あいあい」、関支所、加太出張所

※上記の申請場所へ持参、または申請書に同封の返信用封筒で郵送してください。

(郵送の場合は、12月16日(金)[申請期限]の当日消印有効)

#### 提出書類

- ・必要事項を記入の上、押印した申請書
- ・本人確認書類のコピー(運転免許証、旅券[パスポート]、健康保険証などのいずれかで、有効期限内のものに限る。外国人は有効期限まで1カ月以上ある在留カードが必要)
- ※個人番号カード(マイナンバーカード)の裏面、および通知カードのコピーは不可
- ・振込先の金融機関口座の通帳、またはキャッシュカードのコピー

### 3 支給の決定

審査の上、対象になると認められた人には、支給決定通知を郵送します。

※対象と認められない人には、不支給決定通知を郵送します。

### 4 給付金の振込み

支給決定通知の送付後、申請書に記入された指定口座に給付金を振り込みます。

※申請書をご提出いただいてから、1カ月～1カ月半程度かかる見込みです。

### ! ご注意

- ・原則として、申請期間外の申請や、平成28年1月1日時点で亀山市に住民登録がない人の申請は受付できませんのでご注意ください。
- ・申請期間などは、各市区町村により異なります。亀山市以外が申請先となる人は、事前にその市区町村にお問い合わせいただくか、各自治体のホームページなどでご確認ください。
- ・電話での課税の状況に関するお問い合わせは、本人確認ができないため受け付けできません。
- ・税務申告された時期などにより、支給対象者でも申請書が発送されていない場合があります。対象になるとと思われる人は、臨時福祉給付金支給プロジェクト・チームへご連絡ください。

### 問合せ先

【申請方法に関すること】  
臨時福祉給付金支給プロジェクト・チーム(あいあい ☎96-9029)

【制度に関すること】  
厚生労働省  
臨時福祉給付金に関する専用ダイヤル  
(☎0570-037-192)